

相談

自宅の後ろの保安林にある立木を伐採したい

〔相談要旨〕

自宅の後ろの保安林にある立木の葉や枝が敷地に落下し、掃除が大変なので、伐採したいが、どうしたらよいか。



回答

相談を受けた行政相談委員は、町の担当課に相談内容について照会した上で、相談者に、保安林のため、知事の許可なく立木を伐採できない旨回答しました。

【解説】

保安林とは、安全・安心な水源の確保など、様々な公益的な目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことで、農林水産大臣又は知事が指定しています。

保安林には、以下の制限があります。

- ①立木の伐採をするときは、知事の許可が必要です。
- ②家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の掘削、盛土などの形状が変わる行為についても、原則として知事の許可が必要となります。
- ③伐採した跡地には、個々の保安林の立地条件等に応じて定められている要件に従って植栽をしなければなりません。

なお、個別具体的なケースやご不明な点については、【問合せ先】にご相談ください。

【一口メモ】

保安林の管理は、原則として、全て所有者が実施することとなっています。台風、雪、雨等による倒木の処理も、所有者で行うこととなります。

【問合せ先】

保安林の制度に関することは、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、具体的な手続のことは、県東部は東部農林事務所八頭事務所農林業振興課、県中部は中部総合事務所農林局林業振興課、県西部のうち、米子市、境港市及び西伯郡は西部総合事務所農林局農林業振興課、日野郡は日野振興センター日野振興局農林業振興課にお問い合わせください。

(令和6年11月4日 日本海新聞掲載)